

## おうち防災訓練（第4回）

新型コロナウイルス感染症により防災訓練の実施が難しいため、「おうち防災訓練」をお届けしています。今回はシリーズの第4回目です。

今回は「避難所のウィルス対策」について考えてみましょう



### 避難所のウィルス対策について



避難所は不特定多数の避難者が押し寄せることから、新型コロナ感染症のクラスターの発生が危惧されています。そこで、避難所開設及び運営に対するウィルス対策のマニュアルが本年6月に町田市により策定されました。

従来の避難所開設マニュアルとの相違点は、「避難場所の一人当たり占有面積を4㎡とした」「感染者、濃厚接触者、体調不良者をそれぞれ一般避難者と隔離した教室等に収容するとした」「消毒薬、防護服等の資機材を開設キットとして整備・使用するとした」です。

以上に対応するため、新たに事前受付所を避難所の入り口に設置し、検温及び聞き取りを実施し、隔離対象者を専用避難場所（学校内で一般者用の避難場所と隔離された教室等）に誘導することとしました。



### 訓練を実施しました

避難所は町田市が開設しますが、市職員だけでは円滑な開設・運営が困難であるため、学校職員とその施設を使用する町内会が協力することになっています。

毎年、連絡会議と訓練を実施しています。本年は、新しいマニュアルに基づき「資機材の確認や防護服の着脱等の訓練」「感染者等用の収容場所の設置と動線等の確認」「一般者用の避難場所である体育館において4㎡に区画する訓練」等の訓練を実施しました。



### 自宅で生活できない時は避難所へ

1人当たりの占有面積が4㎡になったことから、体育館の収容人数は従来の220人程度から70人程度になりました。収容しきれない場合は、教室等を順次使用することになります。

災害時には、必ず避難所に避難する必要はありません。自宅で生活できる場合は、自宅避難をお勧めします。

自宅避難していても、避難所において食料や飲料水を受け取ることはできます。

